

私のはんせい記

～「改修設計」事始め～

建築家 三木 哲

●換骨脱胎

学生だった頃、ル・コルビュジエ、フランク・ロイド・ライト、ミース・ファン・デル・ローなど建築家の巨匠たちが輝いていた時代であった。

私はフランク・ロイド・ライトに憧れていた。

有楽町の帝国ホテルのロビーやラウンジにしばしば出かけては、ソファーに深々と座り、大地に吸い込まれるような空間に浸り、フランク・ロイド・ライトが創った建築空間のすごさに感動した。

その住宅建築に魅かれ、図面を模写しリライトして、作者の設計意図を研究した。

建築家・ライトを通して、建築作品の独創性、オリジナリティーについて考え、私の建築営為の独創性とは何かを考えるようになった。

1980年以降、私は集合住宅の修繕設計を手掛けるようになった。UR・都市再生機構(旧住宅公団)が、建築設計事務所に設計を依頼し、その図面で建設された分譲集合住宅の著作権は、マンションテベロッパーが設計者から買い取り所有する。

私は管理組合から修繕設計を受けると建物を詳細に調査し、施工不良(瑕疵補修)や経年劣化の対策を「修繕工事特記仕様書」などにまとめ、工事会社に見積依頼し、発注し、修繕工事を監理し、竣工検査後引き渡した。

私は工事完了後、リフォーム専門雑誌に工事内容を報告し、総括した。時として特記仕様書を全文記載する場合もあった。

当時の修繕設計は、施工不良箇所を修繕し、原設計の仕上材や防水材の材質や色彩などを変更する程度で、原設計を改定するものではなかった。

集合住宅の修繕設計を繰返し、試行錯誤を繰り返していくに従い、私の特記仕様書は徐々に洗練されていった。

修繕設計を開始して20年ほど経過した2000年頃、事件が発生した。

ある施工会社から、「川崎市の団地の修繕工事の設計監理をしているか?」との問い合わせがあった。

調べると私が横浜の管理組合のために作成した特記仕様書をそのままコピーして工事を発注しようとしていた。

弁護士に相談し「工事差し止め」を要求した。

ある大手ゼネコン設計部の社員が私の特記仕様書をコピーして発注していた。先方は非を認め、二度とやらないことを誓約し、若干の和解金を支払い、施工計画書に書き換えて工事を進めたようだ。



笠幡団地の屋外環境整備事業 2000～2003年

住宅公団が設計した400戸の団地の屋外環境設計を見直し、駐車場や駐輪場を増設し、プレイロットや広場、緑地などを整備し、自治会館を建設した。

以降、特記仕様書に当社の著作権の存在を明記するようにした。これは既存建築を調査し、その建物の修繕方法について総合的に記述した私独自の建築表現であることを宣言したものである。

修繕から改修・再生へ

1995年の阪神大震災を契機に、私は「修繕」から「改修」「再生」へと活動範囲を広げ転換した。

大地震で戦後建設してきた現代建築の限界が露呈した。既存建築は新築時の原設計から見直し、その弱点や限界を克服し作り直さなければならないとの考えになっていた。

1995年に、新築時の構造設計を見直し、改修設計を求める「耐震改修促進法」が公布された。

1981年以前に建設された旧耐震建物は耐震診断を行い、所定の耐震性能に満たない建物は改修が求められた。

これにより既存建物の構造躯体は補強する改修設計が一般化した。

東都ビルや巳善ビルなどは、この法律による助成制度で改修され、新たな建物に生まれ変わった。

取分け児童養護施設、カリタスの園・小百合の寮は児童養護施設としての設計コンセプトや計画から作り直し、再生させたもので、原設計者の設計とは全く異なる建築作品が誕生した。

ここでは、50人の児童が一緒に暮らす「大倉制」の建物を幼児から高校生まで年齢別に6つのグループに分け生活する「ユニット化」した施設に作り直した。

昔ある建築家が設計した建物が、時の流れとともに生活様式が変わり用途変更せざるを得なくなる。

このような改修はコンバージョンとも呼ばれる。

換骨脱胎、建物の耐久性が延びると、建築家のオリジナリティーは新たに考え直す時期に来ている。

みき・てつ

㈲共同設計・五月社一級建築士事務所顧問。1943年生まれ。

URD・建築再生総合設計協同組合・管理建築士。

建築家がメンテナンスを手がけることなど考えられなかつた時代から「改修」に携わり、40年以上にわたって同分野を開拓し続けてきたパイオニア。